

令和6年度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和7年9月  
沖縄県監査委員

# 令和6年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和7年8月25日付け総行第226号をもって審査に付された令和6年度沖縄県内部統制評価報告書について、沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠して、その審査を実施した。

## 1 審査の対象

「令和6年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

## 2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

## 3 審査の実施内容

評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省（令和6年3月改定））の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 5 改善が望まれる事項等

### (1) 重大な不備の発生防止について

リスクの発現数は前年度と比較して減少しているが、依然として多くの不備が確認されており、今回の報告書では、3件の運用上の重大な不備の発生が認められている。

そのうち、ワシントン駐在に関する不適正な事務処理と与那原マリーナにおける使用料の誤徴収については、文書による意思決定手続など基本的な事務を怠ったこと、委託先との情

報共有や指定管理者の事務のチェックが十分に行われなかったことなどにより、長期にわたって不適正な事務処理が行われてきたものである。

これらの事案については、その発生原因について検証を行い、再発防止策を全庁で共有し、重大な不備の発生防止に向けて取り組んでいただきたい。

(2) 自己評価について

定期監査で指摘等を受けたものの中には、リスク識別をしていないもの、また、リスク識別はしているが自己評価では不備なしとしたものがあつた。自己評価の精度を高め、発現したリスクの適時の発見と、迅速な是正措置及び対応策を講じていただきたい。

(3) 全庁的な対応の推進及び効果的な運用について

発現したリスクについて、支出負担行為の遅れ、支払いの遅延、契約書の記載事項の誤り、文書等の誤発信や紛失など、類似するリスクの発現が全庁的に多数確認されている。

これらの全庁的に共通するリスクについては、共通業務所管課等において共通マニュアルやチェックリスト、契約書のひな形などの整備や、デジタル技術の活用を推進するなど、効率的・効果的な運用に取り組んでいただきたい。

また、内部統制専任職員がより有効に機能するような運用を図り、発現したリスクや再発防止策等について、情報共有を徹底するなど、全庁的な対応を推進し、より一層内部統制の効果的な運用に取り組んでいただきたい。